実務研究

日本税務会計学会
平成26年11月 月次研究会

会社法改正について
～公開会社のコーポレートガバナンスのあり方～

梶田義孝［渋谷］

Ⅰ　会社法改正のポイント

1．会社法制定から約8年、会社法の一部を改正する法律が平成26年6月27日に公布された。
　平成27年4月又は5月に施行予定である。

2．改正の経緯
　平成22年民主党政権時代に、会社法と金融商品取引法を合わせた「公開会社法」の制定が提唱された。
　公開会社法の制定は見送られたが、会社法の改正について継続して審議され、本年国会で改正案が可決した。

3．下記の2つが改正のポイントであるが、今回は「コーポレートガバナンスのあり方」に絞って説明する。
　① コーポレートガバナンスのあり方
　　会社法制定以来、問題となっていた「社外取締役」の問題
　　コーポレートガバナンスとは、企業の不正行為の防止と収益力の向上という2つの目的を達成し、中長期的な企業価値の増大に向けての企業経営の仕組作りの問題である。
　② 親子会社に関する規律の見直し
　　会社法が制定された頃から議論されていた「多重代表訴訟」の問題
　　上場企業グループで増加した持株会社の経営問題への対策

Ⅱ　社外取締役の問題

1．監査役会設置会社において、社外取締役の設置の義務化が見送られた理由は何か？
　監査役会設置会社で、社外監査役の他に、さらに社外取締役を選任することは現状は困難。
　ほとんどの上場会社は、監査役会設置会社である。
　監査役会においては、監査役の半数以上が現状では社外監査役であるので、社外取締役を選任することは会社に過度な負担を強いることになる。
　結論としては、社外取締役の登用を強制せずに会社ごとに風土に合わせた組織作りが必要である。

2．社外取締役を選任しなかった場合に必要な手続は？
　社外取締役を置くことが相当でない理由の説明が、下記の3つの場合に必要。
　（下記図1の4つの要件を満たす会社が対象。）
　① 株主総会における説明義務（改正法327の2）
　② 事業報告における記載（会社法施行規則改正予定）
　③ 株主総会参考書類における記載（会社法施行規則改正予定）
　また、東京証券取引所では上場規程の一部改正、「独立役員を最低1名以上の確保」が本年2月10日より施行。（改正有価証券上場規程445の4）
　※独立役員とは、一般の株主と利益相反が生じないと認められる役員であり、会社法の社外取締役・監査役よりも、厳しい要件。

3．その他、社外取締役選任に関して留意点はあるか？
　会社法改正法附則の中で、施行後2年を経た平成29年4月（又は5月）以降において、社外取締役を置くことについて、再検討することになっている。（改正法附則25）

4．社外取締役の資格要件について、変更点はあるか？
　下記のとおり、要件が緩和されたものと加重されたものがある。（改正法2十五）
　① 株式会社又は子会社の業務執行取締役等でないこと（変更なし）
　②「過去に」→「その就任の前10年間に」株式会社又は子会社の業務執行役員等でなかったこと（緩和）
　③ その就任の前10年間のいずれかの時に、その会社の非業務執行取締役・監査役等であったことがある者については、その非業務執行取締役・監査役等への就任の前10年間に株式会社又は子会社の業務執行取締役等であったことがないこと（加重）
　④ 親会社等の取締役等でないこと（加重）
　⑤ 兄弟会社の業務執行取締役等でないこと（加重）
　⑥ 株式会社の取締役等の配偶者又は2親等内の親族でないこと（加重）
　上記③については、平成25年から26年まで非業務執行取締役の就任歴があっても（業務執行取締役に就任の場合は不可）10年前である平成15年から10年間、その株式会社又は子会社の業務執行取締役等に就任したことがなければ、平成28年の就任時には、社外取締役の要件を満たすことになる。（上記図2参照）
　※ 社外監査役の資格要件についても、社外取締役とほぼ同様の改正がある。（改正法2十六）

図1

	用語の定義	設置義務等
公開会社（会社法2条5号）	定款の定めにおいて、発行する株式の全部又は一部に譲渡制限がついていない株式会社	公開会社は、取締役会及び監査役が必須
大会社（会社法2条6号）	資本金の額が5億円以上又は負債の額が200億円以上である株式会社	大会社は、会計監査人が必須
監査役会設置会社（会社法2条10号）	監査役会を置く株式会社又は会社法の規定により監査役会を置かなければならない株式会社	公開会社かつ大会社は監査役会が必須（委員会設置会社等を除く）
有価証券報告書提出株式会社（金商法24条）	金融商品取引法の規定により、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社	上場会社、店頭登録会社等は提出義務あり

図2

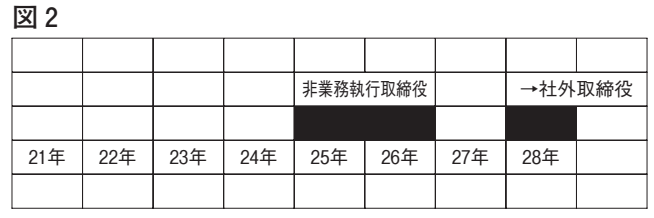

Ⅲ　監査等委員会の設置

1．監査等委員会とは、どのような機関なのか？
　指名委員会等設置会社（従来の委員会設置会社）の3委員会（指名・報酬・監査）のうち監査委員会のみ残した形態である。（改正法2十一の二）
　取締役会と会計監査人の設置が必須要件。（改正法327①三、327⑤）
　① 従来の問題点
　　監査役会については、社外監査役のほかに社外取締役を置くことは困難
　　指名委員会等設置会社については、指名・報酬の2委員会の設置に抵抗あり。
　　監査委員会に、監査・監督の機能を与えて、監査等委員会とした。
　② 監査等委員会の特徴（下記図3参照）
　　イ．取締役なので、取締役会での議決権がある。
　　ロ．指名委員会等設置会社に比べて、監査等委員自身の選・解任及び報酬について、権限が強化されている。
　　ハ．監査等委員以外の取締役に関する選・解任及び報酬についての意見陳述権（改正法342の2④、361⑤）
　　ニ．取締役の利益相反行為の監査等委員会の事前承認による任務懈怠の推定規定の適用除外（改正法423④）

2．監査等委員会設置のために必要な手続きは？
　① 定款の作成（改正法326②、38④）
　② 監査等委員会設置会社の登記（改正法91③二十二）
　　イ．監査等委員会設置会社である旨
　　ロ．監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名
　　ハ．取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
　　ニ．重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨（改正法399の13⑥）
　　※原則は、取締役の過半数が社外取締役である場合（改正法399の13⑤）

3．委員会設置会社は指名委員会等設置会社へ名称を変更した。（改正法2十二）
　指名委員会、報酬委員会、監査委員会の3つを総称して、指名委員会等とした。（監査等委員会設置会社と区別しやすいように、配慮。）

図3

	監査役会	監査委員会（指名委員会等設置会社）	監査等委員会
監査役	○	×	×
会計監査人	設置任意（大会社の場合、必要）	設置必要	設置必要
構成員の任期	4年	1年	2年
（構成員以外の）取締役の任期	2年	1年	1年
常勤者の要否	必須	任意	任意
員数	3名以上	3名以上	3名以上
社外役員の比率	半数以上が社外監査役	過半数が社外取締役	過半数が社外取締役
（構成員以外の）取締役の選解任・報酬等についての意見陳述権	×	×	○
（構成員以外の）取締役との利益相反行為の承認による任務懈怠推定	×	×	○

Ⅳ　その他の改正事項

1．監査役の監査の範囲に関する登記が必要になる。
　① 監査役設置会社の内容が会社法と登記簿上で内容が異なる。
　　会社法上の監査役設置会社（現行法2九）…監査の範囲が会計限定の者を除く。（現行法389）
　　登記簿上の監査役設置会社（改正法911③十七）…監査の範囲が会計限定の者を含む。
　② 監査の範囲が「会計監査限定(A)」か「業務監査を含む(B)」で要件が異なり、会社の登記簿上でどちらか判断が付かないため。
　　株主代表訴訟の提訴を受ける場合及び会社と取締役間での訴訟提起の場合（改正法847①）
　　(A) 代表取締役が会社を代表する。（現行法349④）
　　(B) 監査役が会社を代表する。（改正法386①一、386②一）
　　※ 経過措置…改正法の施行後、最初に監査役が就任又は退任する時まで登記は猶予される。（改正法附則22①）

2．会社法改正に関連した税制改正項目について（平成26年度税制改正大綱より）
　① 株式併合により反対株主から端数株式の買取請求が行使された場合の自己株式の取得について、みなし配当の適用対象から除外（現行法人税法24四、法人税法施行令23③）
　② 利益連動型給与について、監査等委員会設置会社では監査等委員の過半数の賛成が必要（現行法人税法施行令69⑨）
　③ 使用人兼務役員の適用除外範囲に、監査等委員会設置会社の監査等委員を含める。（現行法人税法施行令71①）

［参考文献］
・阿部泰久著『立法経緯から読む会社法改正』新日本法規出版株式会社　2014年刊
・江頭憲治郎監修『会社法・関係法令条文集』株式会社有斐閣　2014年刊
・神田秀樹著『会社法（第16版）』株式会社弘文堂　2014年刊
・二重橋法律事務所編『Q&A平成26年改正会社法』一般社団法人金融財政事情研究会　2014年刊
・三原秀哲著『ここが変わった！改正会社法の要点がわかる本』株式会社翔泳社2014年刊